

佐賀県告示第百八十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、同項に規定する救急病院として次のものを認定した。

平成二十三年六月十日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	認定期限
新武雄病院	武雄市武雄町大字富岡一二六二八番地	平成二十三年六月一日から平成二十六年五月三十一日まで